日刊（日曜日、土曜日、休日休刊）

東京都公報

発行　東京都

目次

54

条例

○東京都公文書等の管理に関する条例の一部を改正する条例……（総務局）…三
○行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例……（同）…四
○東京都情報公開条例の一部を改正する条例……（同）…四
○個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例……（同）…四
○東京都個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例……（同）…四
○職員の分限に関する条例の一部を改正する条例……（同）…五
○東京都職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例……（同）…五
○職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……（同）…五
○東京都知事の給料等の特例に関する条例の一部を改正する条例……（同）…五
○職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例……（同）…六
○東京都恩給条例の一部を改正する条例……（同）…六
○雇傭員の退職年金及び退職一時金等に関する条例の一部を改正する条例……（同）…六
○特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……（同）…六
○市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……（同）…七
○東京都統計調査条例の一部を改正する条例……（同）…七
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例……（デジタルサービス局）…八
○東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例……（生活文化スポーツ局）…八
○東京都青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例……（同）…八
○東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……（東京都教育委員会）…八
○学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……（同）…九
○東京都立学校設置条例の一部を改正する条例……（同）…九

条例のあらまし

◉東京都公文書等の管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第一〇四号）

一　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六八号）の施行による地方自治法（昭和二二年法律第六七号）の改正に伴い、罰則に係る規定を整備します。

二　この条例は、令和七年六月一日から施行します。

◉行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例（条例第一〇五号）

一　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六八号）の施行による地方自治法（昭和二二年法律第六七号）の改正に伴い、罰則に係る規定を整備します。

二　この条例は、令和七年六月一日から施行します。

◉東京都情報公開条例の一部を改正する条例（条例第一〇六号）

一　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六八号）の施行による地方自治法（昭和二二年法律第六七号）の改

正に伴い、罰則に係る規定を整備するほか、所要の改正を行います。

二　この条例は、令和七年六月一日ほかから施行します。

◉個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例（条例第一〇七号）

一　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六八号）の施行による地方自治法（昭和二二年法律第六七号）の改正に伴い、罰則に係る規定を整備します。

二　この条例は、令和七年六月一日から施行します。

◉東京都個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例（条例第一〇八号）

一　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六八号）の施行による地方自治法（昭和二二年法律第六七号）の改正に伴い、罰則に係る規定を整備します。

二　この条例は、令和七年六月一日から施行します。

◉職員の分限に関する条例の一部を改正する条例（条例第一〇九号）

一　刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六七号）の施行に伴い、規定を整備します。

二　この条例は、令和七年六月一日から施行します。

◉東京都職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第一一〇号）

一　刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六七号）の施行に伴い、規定を整備します。

二　この条例は、令和七年六月一日から施行します。

◉職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第一一一号）

一　刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六七号）の施行に伴い、規定を整備します。

二　この条例は、令和七年六月一日から施行します。

◉東京都知事の給料等の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第一一二号）

一　知事の給料等を五〇パーセント減額する特例措置を令和七年七月三一日まで継続します。

二　この条例は、令和六年一一月一日から施行します。

◉職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第一一三号）

一　刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六七号）の施行に伴い、規定を整備します。

二　この条例は、令和七年六月一日から施行します。

◉東京都恩給条例の一部を改正する条例（条例第一一四号）

一　刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六七号）の施行に伴い、規定を整備します。

二　この条例は、令和七年六月一日から施行します。

◉雇傭員の退職年金及び退職一時金等に関する条例の一部を改正する条例（条例第一一五号）

一　刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六七号）の施行に伴い、規定を整備します。

二　この条例は、令和七年六月一日から施行します。

◉特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第一一六号）

一　特別区が処理する事務の範囲に係る規定を改めます。

二　この条例は、公布の日ほかから施行します。

◉市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第一一七号）

一　市町村が処理する事務の範囲に係る規定を改めます。

二　この条例は、公布の日から施行します。

◉東京都統計調査条例の一部を改正する条例（条例第一一八号）

一　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六八号）の施行による地方自治法（昭和二二年法律第六七号）の改正に伴い、罰則に係る規定を整備します。

二　この条例は、令和七年六月一日から施行します。

◉行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例（条例第一一九号）

一　都の執行機関が個人番号を利用することができる事務を追加します。

二　この条例は、令和七年三月一日から施行します。

◉東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例（条例第一二〇号）

一　刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六七号）の施行に伴い、規定を整備します。

二　この条例は、令和七年六月一日から施行します。

◉東京都青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例（条例第一二一号）

一　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六八号）の施行による地方自治法（昭和二二年法律第六七号）の改正に伴い、罰則に係る規定を整備します。

二　この条例は、令和七年六月一日から施行します。

◉東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第一二二号）

一　子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四七号）の施行による児童手当法（昭和四六年法律第七三号）の改正に伴い、区市町村（島しょ各町村を除く。）が処理する事務に係る規定を改めます。

二　この条例は、公布の日から施行します。

◉学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第一二三号）

一　刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六七号）の施行に伴い、規定を整備します。

二　この条例は、令和七年六月一日から施行します。

◉東京都立学校設置条例の一部を改正する条例（条例第一二四号）

一　高等学校教育の振興を図るため、東京都立立川緑高等学校を設置します。

二　この条例は、公布の日から施行します。

条例

東京都公文書等の管理に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年十月十一日

東京都知事　小池　百合子

◉東京都条例第百四号

東京都公文書等の管理に関する条例の一部を改正する条例

東京都公文書等の管理に関する条例（平成二十九年東京都条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第四十二条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附　則

1　この条例は、令和七年六月一日から施行する。

2　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年十月十一日

東京都知事　小　池　百合子

◉東京都条例第百五号

行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例

行政不服審査法施行条例（平成二十七年東京都条例第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附　則

1　この条例は、令和七年六月一日から施行する。

2　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

東京都情報公開条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年十月十一日

東京都知事　小　池　百合子

◉東京都条例第百六号

東京都情報公開条例の一部を改正する条例

東京都情報公開条例（平成十一年東京都条例第五号）の一部を次のように改正する。

第七条第八号中「第二条第八項」を「第二条第九項」に改める。

第四十四条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附　則

1　この条例は、令和七年六月一日から施行する。ただし、第七条第八号の改正規定は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十六号）附則第一条第二号に規定する日から施行する。

2　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年十月十一日

東京都知事　小　池　百合子

◉東京都条例第百七号

個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例

個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年東京都条例第百三十号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第五項から第七項までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附　則

1　この条例は、令和七年六月一日から施行する。

2　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

東京都個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年十月十一日

東京都知事　小　池　百合子

◉東京都条例第百八号

東京都個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

東京都個人情報保護審査会条例（令和四年東京都条例第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附　則

1　この条例は、令和七年六月一日から施行する。

2　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

職員の分限に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年十月十一日

東京都知事　小　池　百合子

◉東京都条例第百九号

職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

職員の分限に関する条例（昭和二十六年東京都条例第八十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

附　則

この条例は、令和七年六月一日から施行する。

東京都職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年十月十一日

東京都知事　小　池　百合子

◉東京都条例第百十号

東京都職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例

東京都職員の退職管理に関する条例（平成二十七年東京都条例第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附　則

この条例は、令和七年六月一日から施行する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年十月十一日

東京都知事　小　池　百合子

◉東京都条例第百十一号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十五号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の二の二第三号及び第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十一条の二の三第一項第一号及び第三項第一号中「禁錮（こ）」を「拘禁刑」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和七年六月一日から施行する。

（経過措置）

2　刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、この条例による改正後の職員の給与に関する条例第二十一条の二の三第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項（第三号に係る部分に限る。）（これらの規定を同条例第二十一条の二の五において準用する場合を含む。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

東京都知事の給料等の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年十月十一日

東京都知事　小　池　百合子

◉東京都条例第百十二号

東京都知事の給料等の特例に関する条例の一部を改正する条例

東京都知事の給料等の特例に関する条例（平成二十八年東京都条例第九十二号）の一部を次のように改正する。

「令和五年八月一日から令和六年七月三十日まで」を「令和六年十一月一日から令和七年七月三十一日まで」に改める。

附則第四項を附則第五項とし、附則第三項の次に次の一項を加える。

4　令和六年十一月一日から令和七年一月三十一日までの間におけるこの条例の規定の適用については、この条例中「百分の五十」とあるのは「百分の百」とする。ただし、令和六年十二月に支給する期末手当の額に係るこの条例の規定の適用については、こ

の限りでない。

附　則

この条例は、令和六年十一月一日から施行する。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年十月十一日

東京都知事　小　池　百合子

◉東京都条例第百十三号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第一号及び第五項第二号、第十九条の見出し、同条第一項第一号、第二十条第一項第一号並びに第二十二条第四項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和七年六月一日から施行する。

（経過措置）

2　刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例第十八条第一項及び第五項、第十九条第一項（第一号に係る部分に限る。）並びに第二十二条第三項及び第四項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

東京都恩給条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年十月十一日

東京都知事　小　池　百合子

◉東京都条例第百十四号

東京都恩給条例の一部を改正する条例

東京都恩給条例（昭和二十三年東京都条例第百一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「または」を「又は」に、「者左の各号の一」を「者が次の各号のいずれか」に改め、同項第二号中「こえる懲役若しくは禁錮の刑」を「超える拘禁刑」に改め、同条第二項中「因り禁錮」を「より拘禁刑」に、「但し」を「ただし」に、「因つて」を「よつて」に改める。

第二十四条中「左に」を「次に」に改め、同条第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十六条第一項第二号及び第五十六条中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

附　則

この条例は、令和七年六月一日から施行する。

雇傭員の退職年金及び退職一時金等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年十月十一日

東京都知事　小　池　百合子

◉東京都条例第百十五号

雇傭員の退職年金及び退職一時金等に関する条例の一部を改正する条例

雇傭員の退職年金及び退職一時金等に関する条例（昭和三十年東京都条例第一号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項中「または」を「又は」に、「こえる懲役若しくは禁こ、の刑」を「超える拘禁刑」に改め、同条第二項中「懲役または禁こ、の刑」を「拘禁刑」に改める。

第三十一条中「禁こ、」を「拘禁刑」に改める。

附　則

この条例は、令和七年六月一日から施行する。

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布す

る。

令和六年十月十一日

東京都知事　小　池　百合子

◉東京都条例第百十六号

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成十一年東京都条例第百六号）の一部を次のように改正する。

第二条の表三十五の項ヲ中「乳児院、」を「乳児院及び」に改め、「及び児童発達支援センター（法第四十三条第二号に規定する医療型児童発達支援センターに限る。）」を削り、同表五十八の項ハ中「交付」の下に「（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う准看護師に係る申請書の受理及び当該申請に係る免許証の交付を除く。）」を加え、同項ニ中「受理」の下に「（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う准看護師に係るものを除く。）」を加え、同項ヘ及びト中「の交付」の下に「（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う准看護師に係る申請書の受理及び当該申請に係る免許証の交付を除く。）」を加え、同表六十五の項中「。以下この項において「法」という。）及び薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十六年厚生労働省令第八号。以下この項において「改正省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの」を「）第七十六条の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業者及び薬局製造販売医薬品の製造業者に対する処分の理由の通知及び証拠の提出の機会の付与等」に改め、イからハまでを削る。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の表六十五の項の改正規定は、令和七年四月一日から施行する。

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年十月十一日

東京都知事　小　池　百合子

◉東京都条例第百十七号

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成十一年東京都条例第百七号）の一部を次のように改正する。

第二条の表二十六の項ワ中「助産施設、」を「助産施設及び」に改め、「及び児童発達支援センター（法第四十三条第二号に規定する医療型児童発達支援センターに限る。）」を削り、同表二十九の六の十六の項ハ中「交付」の下に「（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う准看護師に係る申請書の受理及び当該申請に係る免許証の交付を除く。）」を加え、同項ニ中「受理」の下に「（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う准看護師に係るものを除く。）」を加え、同項ヘ及びト中「の交付」の下に「（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う准看護師に係る申請書の受理及び当該申請に係る免許証の交付を除く。）」を加える。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都統計調査条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年十月十一日

東京都知事　小　池　百合子

◉東京都条例第百十八号

東京都統計調査条例の一部を改正する条例

東京都統計調査条例（昭和三十二年東京都条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第十八条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第十九条及び第二十条中「一に」を「いずれかに」に改める。

附　則

1　この条例は、令和七年六月一日から施行する。

2　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年十月十一日

東京都知事　小　池　百合子

◉東京都条例第百十九号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例（平成二十七年東京都条例第百十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中七の項から十五の項までを八の項から十六の項までとし、六の項の次に次のように加える。

七　知事	東京都原子爆弾被爆者等の援護に関する条例（昭和五十年東京都条例第八十八号）による被爆者の子に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

附　則

この条例は、令和七年三月一日から施行する。

東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年十月十一日

東京都知事　小　池　百合子

◉東京都条例第百二十号

東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例

東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（平成二十五年東京都条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第二項第三号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

附　則

この条例は、令和七年六月一日から施行する。

東京都青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年十月十一日

東京都知事　小　池　百合子

◉東京都条例第百二十一号

東京都青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例

東京都青少年の健全な育成に関する条例（昭和三十九年東京都条例第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の三中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附　則

1　この条例は、令和七年六月一日から施行する。

2　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年十月十一日

東京都知事　小　池　百合子

◉東京都条例第百二十二号

東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例（平成十一年東京都条例第百十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の表五の項中「並びに同法附則第二条及び第三条の規定並びに」を「及び」に改める。

附　則

1　この条例は、公布の日から施行する。

2　令和六年九月以前の月分の子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第十二条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）附則第二条第一項の給付に係る事務については、なお従前の例による。

学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年十月十一日

東京都知事　小　池　百合子

◉東京都条例第百二十三号

学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の二の二第三号及び第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十四条の二の三第一項第一号及び第三項第一号中「禁錮（こ）」を「拘禁刑」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和七年六月一日から施行する。

（経過措置）

2　刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、この条例による改正後の学校職員の給与に関する条例第二十四条の二の三第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項（第三号に係る部分に限る。）（これらの規定を同条例第二十四条の二の五において準用する場合を含む。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年十月十一日

東京都知事　小　池　百合子

◉東京都条例第百二十四号

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例

東京都立学校設置条例（昭和三十九年東京都条例第百十三号）の一部を次のように改正する。

別表三の項中

「	同	立川高等学校	同　錦町二丁目十三番五号 」を

「	同	立川高等学校	同　錦町二丁目十三番五号
	同	立川緑高等学校	同　錦町六丁目三番一号 」

に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

発行　東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話　〇三（五三二一）一一一一（代）
郵便番号　163-8001
定価　本号　三〇円
一箇月　六、六〇〇円
（郵送料を含む。）
印刷所　三鈴印刷株式会社
東京都千代田区神田神保町二丁目三十二番地一
電話　〇三（五二七六）〇八一一（代）
郵便番号　101-0051

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。